平成２９年（フ）第１８２号
福岡県久留米市上津町1203番地３　レジデンス中村Ａ棟207号、前住所福岡県久留米市上津町1203番地３　レジデンス中村110号
債務者　田村　博志
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１９１号
福岡県久留米市東町６番地１　やすらぎビル301号、前住所福岡県久留米市城南町３番地９　三共ビル604号
債務者　安部　円夏
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１７０号
佐賀市開成６丁目４番32号
債務者　下川　亮二
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
佐賀県小城市小城町自在274番地30
債務者　前田　喬尉
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
佐賀市諸富町大字山領491番地３　ヒーリング山領203号、前住所佐賀市諸富町大字為重982番地９　ベラジオ諸富　Ａ202号
債務者　藤木　純子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
佐賀市兵庫南４丁目12番19号　ベルクレージュＢ102号
債務者　山内　大介
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
山口県下関市豊田町大字浮石514番地
債務者　佐野　正**隆**
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
青森市富田４丁目４番19号
債務者　間山　晃后
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
青森県下北郡大間町大字大間字大間平17番地935
債務者　新田　義則
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
青森県弘前市大字茜町１丁目９番地７　森下住宅
債務者　竹田　政義
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９１号
青森県弘前市大字茜町１丁目９番地７　森下住宅
債務者　竹田　欽一
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９４号
青森県弘前市大字藤代３丁目11番地１　コーポジュン207号
債務者　坂本　佳子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９９号
青森県弘前市大字茂森新町３丁目13番地２　スカイハイツ203号、旧住所青森県弘前市大字新里字西里見100番地18
債務者　今　和歌子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第６４０号
愛知県あま市甚目寺山王41番地　ブルーム山王102号
債務者　松本　一敏
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１３号
岩手県奥州市水沢区東大通り２丁目２番46号
破産者　亡高橋芳秋相続財産
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１２３号
福井市北四ツ居２丁目２番10号
破産者　有限会社四ツ居モータース
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
岐阜市柳津町宮東１丁目140番地
破産者　有限会社コダマ食品
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所